

# 避難行動要支援者名簿の取扱いについて

## はじめに

箕面市が提供する避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）には、個人情報に掲載されています。

そのため、個人情報の取扱いは決められた範囲で慎重に取扱ってください。

個人情報の漏洩は、避難行動要支援者や避難を支援するかたなど制度に関わる多くの方々に大きな精神的苦痛や経済的損失を与えるだけでなく、地域における信頼関係も損なわれてしまいます。そのため、名簿情報は、次のとおり慎重に管理の上、利用してください。

## 1 避難行動要支援者名簿とは

避難行動要支援者名簿とは、災害対策基本法第49条の10の規定に基づき、市町村に作成が義務付けられているもので、災害が発生した際に自ら避難することが困難と思われる方を登録しています。

平時に配付される名簿には、災害の発生に備え、名簿情報を避難支援等関係者に提供することに同意が得られた方の情報が登録されており、平時から、地域防災計画に基づく提供先に提供され、日ごろの見守りや災害時の円滑な避難支援を行うために活用することができます。

また災害時には、災害対策基本法第49条の11の規定に基づき、避難支援が円滑にできるよう避難支援等関係者へ提供され、避難支援や安否確認などに利用します。

## 2 名簿掲載対象者

名簿には、次の要件に該当する方を避難行動要支援者として掲載しています。

- ア 要介護1又は2の認定を受けており、かつ、独居の者
- イ 要介護3、4又は5の認定を受けている者
- ウ 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
- エ 療育手帳Aの交付を受けている者
- オ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- カ 上記基準に該当しない75歳以上の高齢者及び障害者、妊婦・2歳未満の乳幼児、難病患者等で名簿に登録を希望する者

## 3 守秘義務等

名簿情報を提供された自治会は個人情報保護法上の「個人情報取扱事業者」に該当し、守秘義務が課されます。

名簿情報を利用して避難支援の実施により、直接又は間接に知り得た個人情報

報を、正当な理由なく、第三者に漏らしてはいけません。

また、支援の担当ではなくなった後や、今後この制度において当該情報を利用しなくなった後も同様です。

なお、名簿情報を提供されたことにより、避難支援等を行う法的責任や義務が発生するものではありません。

#### 4 名簿情報の管理方法

- (1) 自治会内で、**名簿情報管理責任者**を決めてください。
- (2) 名簿情報を利用して避難支援等を実施する者は、自治会役員に限定し、その者を**名簿情報取扱者**として指定してください。
- (3) 名簿情報管理責任者は、提供された名簿情報について、紛失、盗難、漏洩、棄損等の防止のため、**施錠可能な場所に保管する等**必要な措置を講じて厳重に管理してください。
- (4) 保管場所のパスワードを変更設定できる場合は、市と相談のうえ、定期的に変更してください。
- (5) 提供された名簿情報について、PC等により電子データ化はしないでください。
- (6) 名簿情報の複写について、避難支援等の実施に必要な限度を超えた複写は原則禁止します。複写する場合は、管理記録簿を作成し、複写部数、複写した名簿情報の受領者等の管理を行ってください。

#### 5 名簿情報の利用方法

- (1) 名簿情報の利用は、**名簿情報取扱者**に限定します。ただし、災害発生時には、**名簿情報取扱者の指示管理の下で自治会員**も利用することができます。
- (2) 平時において名簿情報取扱者は、名簿情報を次のとおり利用してください。
  - ア 地域における避難行動要支援者の情報把握
  - イ 平時における声掛け（避難行動要支援者との顔合せ、状況確認等）
  - ウ 防災訓練への参加の呼びかけ等
  - エ 災害に関する情報提供
- (3) 災害時において名簿情報取扱者は、避難支援及び安否確認のため、避難支援等関係者への情報提供を行うなど、名簿情報を次のとおり利用してください。
  - ア 災害情報の伝達
  - イ 避難行動要支援者の安否確認と必要な支援

- ウ 避難行動要支援者の避難誘導
- エ 安否確認により避難行動要支援者の救出・救護が必要と判断した場合は、行政機関や近隣住民への援助要請

## 6 役員交代・更新時期・返却

- (1) 名簿情報管理責任者の交代、名簿情報取扱者の変更等があった場合は、市に変更届を提出してください。
- (2) 市が提供する名簿情報は、名簿情報の更新時には、複写しているものも含めて全て市に返却していただきます。
- (3) 名簿情報は、毎年、定期的に更新します。

## 7 紛失等の報告

名簿情報の紛失、盗難、名簿情報の漏洩等の事故が発生した場合は、名簿情報管理責任者から、当該状況等について、直ちに個人情報保護委員会へ報告するとともに、速やかに名簿に登載されている避難行動要支援者及び市へ申し出てください。